

スポーツ振興センターへの 災害共済給付制度について

本校では、大竹市教育委員会を通じて、学校に在籍する児童生徒が災害（負傷・疾病・障害・死亡）にあわれた場合に備えて、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。児童生徒が学校の管理下で災害にあった場合、保護者のみなさまに対してその治療費や見舞金の給付を行う制度です。

大竹市では、万が一に備えて、全児童生徒に加入していただき、安心して教育活動を行っております。掛け金として、毎年学年会計より460円納入していただいております。

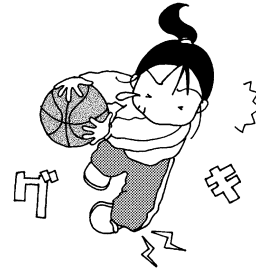
なお、給付制度の内容については次のようになっておりますのでご承知ください。
分かりにくい点については、学校にお問い合わせください。

災害給付制度とは

独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、学校の管理下で起きたケガに対して、保護者に災害共済給付（医療費等の支給）を行うものです。

給付の対象範囲

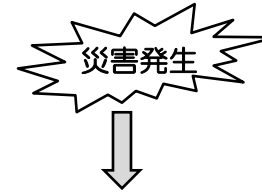
- ① 学校の管理下にある場合（授業中、休憩中、放課後、部活動中）
- ② 登下校時、学校の定めた通学路を正しく通学しているとき
- ③ 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき
以上の条件を満たし、医療費が500点（5000円）以上の場合、
（3割負担だと1500円以上の場合）給付の対象となります。



給付の対象にならないもの

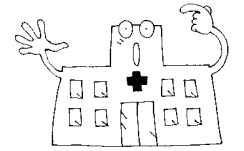
- ①登下校中、学校の定めた通学路を通ってなかった場合
- ②登下校中、学校の定めた通学路を通っていても、交通事故のような加害者のある場合
- ③一度下校し、再び学校に来た場合
- ④給付の対象内にあっても、医療費総額が5000円未満の場合
- ⑤保険外診療分（紹介状のない大病院の初回時の自費分、差額ベッド代等）、交通費 等

給付までの流れ



・医療機関受診

- 1) 受診したことを伝え、必要な書類を保健室で受け取ってください。
- 2) 「医療等の状況」を医療機関へ
「調剤報酬明細書」を薬局へ提出する。



・医療機関や薬局で「医療等の状況」・「調剤報酬明細書」を受け取り、学校へ提出

・学校が申請→給付金の決定→学校へ通知・給付

・保護者へ給付

※ゆうちょ銀行へ振込みいたします。その際、手数料60円が保護者負担となる場合がありますのでご了承ください。

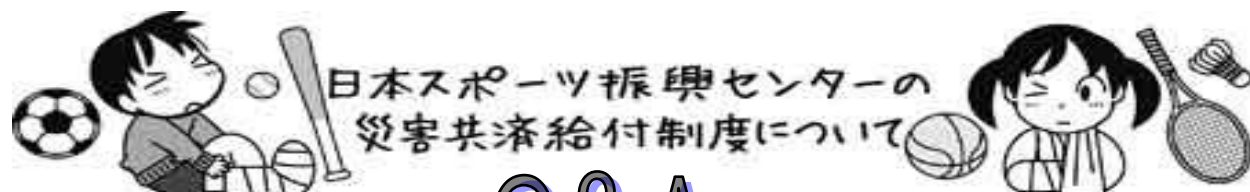
・領収書を学校へ提出

※振込の通知が届いたら、下についてある領収書にサイン、押印の上、必ず提出してください。



その他・注意点

- ・「医療等の状況」や「調剤報酬明細書」は月ごと、医療機関ごとに必要となります。複数枚必要な場合は、申し出てください。
- ・「医療等の状況」の記入は、医療機関によっては月末や翌月の初めに処理をされる場合がありますので、持参してもすぐに受け取ることが難しい場合もあります。
- ・給付が決定するまでには、2～3ヵ月かかります。
- ・給付が受けられる期間は、最長10年間です。



Q&A

質 問	答 え
<ul style="list-style-type: none"> • 病院でいくら支払ったら対象となりますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 保険で3割負担の場合、1,500円以上からが対象となります。(例外もあります) • または、2ヶ月以上受診し、その合計が1,500円以上でも対象となります。
<ul style="list-style-type: none"> • 休日の部活動も対象となりますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 土日、祝日、休業中の負傷等も対象となります。
<ul style="list-style-type: none"> • 医療費の給付はいくら受けられるのですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • (医療保険診療を受けた場合の) 医療費総額の原則として4/10です。一般的には、病院の窓口で1,500円保護者負担があった場合、2,000円が給付されます。
<ul style="list-style-type: none"> • 療養が複数月(複数の医療機関)にわたっている場合、「医療等の状況」等の証明はどうすればよいのですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 医療費は、療養が複数月にわたる場合、ひと月ごとに請求をしていただくこととなります。そのため「医療等の状況」等の用紙は、ひと月ごとに、また、医療機関が複数にわたる場合は医療機関ごとに証明が必要となります。
<ul style="list-style-type: none"> • 治療の必要上、関節用装具やコルセットを購入した場合は給付の対象ですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 治療中、<u>医師の指示で治療用装具を購入して装着した</u>場合は対象となります。「治療用装具明細書」と領収書の写しを添付し申請します。
<ul style="list-style-type: none"> • 半年前の医療費の請求を忘れてしまっていたのですが、まだ給付を受けることができますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • できます。災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間となっています。
<ul style="list-style-type: none"> • 総合病院に受診したところ、初診時保険外併用療養費を負担しましたが、給付対象になりますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 医療保険診療外のため、給付対象になりません。

学校の管理下で怪我をして、病院を受診した場合には、申請に必要な書類をお渡しいたしますので、学級担任・部活動顧問・養護教諭などにご連絡ください。また、ご提出いただいた書類で、申請の手続きをいたしますが、給付が決定するまで2~3カ月かかります。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。ご不明な点がありましたら、いつでも学校にお問い合わせください。

